

必ず
ご確認ください

ご契約の際は「ご契約のしおり・約款」をご覧ください

保険販売資格をもつ募集人について

三菱UFJ銀行の担当者(保険販売資格をもつ募集人)は、お客さまと損保ジャパン日本興亜ひまわり生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対して損保ジャパン日本興亜ひまわり生命が承諾したときに有効に成立します。

なお、三菱UFJ銀行の担当者(保険販売資格をもつ募集人)の権限等に関して確認をご要望の場合には、損保ジャパン日本興亜ひまわり生命カスタマーセンターまでご連絡ください。

※同一の保障内容であっても、保険料払込期間の長い契約に比べ短い契約の方が、保険料の払込総額が高くなる場合がありますので、ご検討の際は十分ご確認ください。

募集代理店(三菱UFJ銀行)からのご説明事項

- 「新・健康のお守り」にご契約いただくか否かが、三菱UFJ銀行におけるお客さまの他のお取引に影響を及ぼすことは一切ありません。
- 「新・健康のお守り」は、損保ジャパン日本興亜ひまわり生命を引受保険会社とする生命保険です。このため、預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません。
- 三菱UFJ銀行は、「新・健康のお守り」の引受保険会社である損保ジャパン日本興亜ひまわり生命の支払能力を保証するものではありません。
- 法令により、銀行が保険募集を行う際には、「銀行等保険募集制限先」に該当されるお客さま、事業のための融資をお申し込み中のお客さまへの募集について規制があります。三菱UFJ銀行では、法令を遵守し公正な保険募集を行うために、お客さまのお勤め先や三菱UFJ銀行への事業のための融資のお申し込みの有無等について、あらかじめお客さまからお伺いし、万一「規制に該当しないこと」が確認できない場合には保険募集をしませんのでご了承ください。

損保ジャパン日本興亜ひまわり生命へのお問い合わせとお手続き

お客さまのご契約に関する照会、各種お手続きのお問い合わせは下記のフリーダイヤル(通話料無料)までご連絡ください。携帯電話からもご利用いただけます。

ご契約者様専用ダイヤル
(カスタマーセンター)



0120-563-506

※各種お手続きのご依頼、お問い合わせにつきましては、契約者ご本人さま(給付金のご請求は受取人さま)からお願いいたします。お電話をいただく前にお手元に保険証券をご用意のうえ、ご連絡ください。受付時間/月曜日～金曜日 9:00～18:00 土曜日 9:00～17:00 (日曜日、祝日および12月31日～1月3日は除きます)



“Linkx(リンククロス)”とは?

保険だけでなく、健康に関わる様々なサービスを、自分に合った「ちょうどいい」カタチで得られるトータル健康ブランドです。新しい健康サービスで、たくさんの人に気持ちいい毎日を。心地よい幸せを。

リンククロス

検索

https://linkx.life



(お問い合わせ、ご照会)
募集代理店

(ご契約後のご照会)
引受保険会社

代理店コード:AH189

MUFG 株式会社 三菱UFJ銀行

損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社

三菱UFJ銀行コールセンター[保険]

0120-860-777

月～金曜日 9:00～17:00(祝日・12/31～1/3等を除く)
http://www.bk.mufug.jp

〒163-8626 東京都新宿区西新宿6-13-1 新宿セントラルパークビル

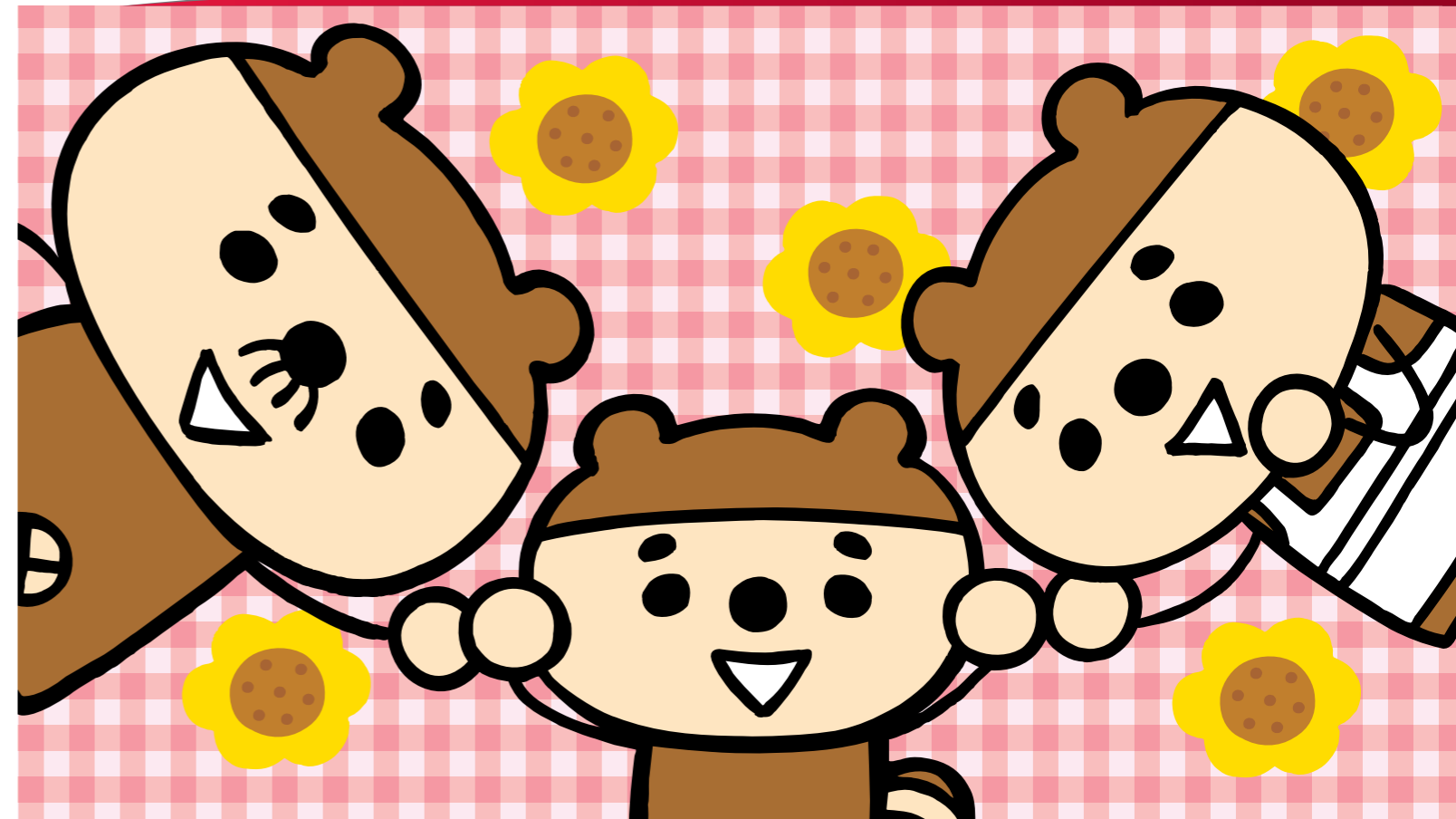
Tel: 03-6742-3111(代表)

<公式ウェブサイト> http://www.himawari-life.co.jp

損保ジャパン日本興亜ひまわり生命の終身医療保険

新 健康のお守り
医療保険(2014)B型・手術I型

ご契約に際しての重要事項(契約概要・注意喚起情報) 兼 商品パンフレット



ご契約前に必ずお読みください。

「ご契約に際しての重要事項(契約概要・注意喚起情報)」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認ください。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。

「新・健康のお守り」は、損保ジャパン日本興亜ひまわり生命を引受保険会社とする医療保険です。このため預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません。

募集代理店

引受保険会社

MUFG 株式会社 三菱UFJ銀行

損保ジャパン日本興亜ひまわり生命

この保険の引受保険会社は損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社です。株式会社三菱UFJ銀行は損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社の募集代理店です。

ご存知ですか・・・?最近の医療事情

DATA 入院した場合の自己負担費用はどれくらい?

入院した場合の自己負担費用例

入院した場合の自己負担費用例 (1日あたり)	治療費	1日あたり 約 2,700円*1	差額ベッド代が自己負担費用の半分以上を占めています。
	差額ベッド代	1日あたり 平均 6,155円*2	
	食費	1日あたり 約 1,380円 (1食460円*3 × 3)	
	諸雑費	+ α 付き添いの方の交通費・テレビ代・日用品代など	
入院した場合の自己負担費用例 (1日あたり)		約10,000円	
先進医療費用 + α 先進医療の技術料は全額自己負担です。*4			

参考 高額療養費制度

高額療養費制度とは、医療機関や薬局の窓口で支払った額(※)が、ひと月(月の初めから終わりまで)で上限額を超えた場合に、その超えた金額を支給する制度です。*5(2017年11月現在)
※入院時の食費負担や差額ベッド代等は含まれません。

自己負担限度額(月額) 70歳未満の場合

$$80,100円 + (公的医療保険適用前の医療費 - 267,000円) \times 1\% *6$$

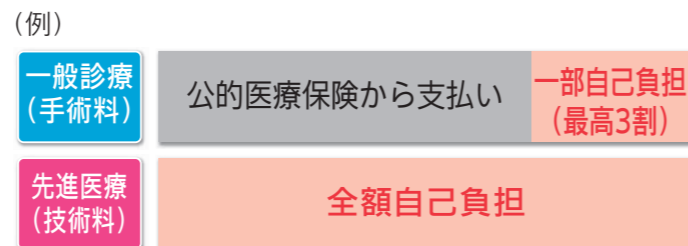
- *1 69歳以下、年収約370~770万円(健保:標準報酬月額28万~50万円、国保:旧ただし書き所得210万~600万円)の所得水準の公的医療保険加入者で住民税が課税される方が、同一月に30日間入院した場合の高額療養費制度適用時の計算式を参考に80,100円÷30日=約2,700円として1日あたりの治療費を計算したものです。
- *2 厚生労働省「主な選定療養に係る報告状況(平成27年7月)」における差額ベッド代1~4人室の1日あたり平均額です。
- *3 2018年4月現在の「健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額」
- *4 2017年11月現在
- *5 健康保険組合などによって独自の助成制度を行っていることがあります。独自の助成制度については、お客さまにてご加入の健康保険組合などにご確認ください。
- *6 健保の標準報酬月額が28万~50万円(国保は旧ただし書き所得が210万~600万円)で、住民税が課税される方の場合です。また健保の標準報酬月額が26万円以下(国保は旧ただし書き所得が210万円以下)の方は、57,600円となります。

参考 子供向け医療費助成制度

各自治体で子供向け医療費助成制度が整備されています。自治体ごとに支給年齢や助成額が異なりますので、くわしくは、お住まいの自治体にお問い合わせください。

先進医療の技術料について

先進医療の技術料は公的医療保険の対象とならないため全額自己負担となります。



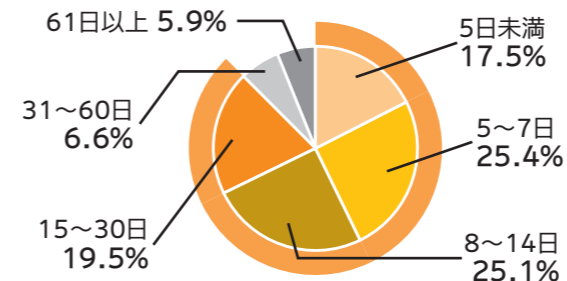
※一般診療では最高3割の自己負担ですが、「先進医療に係る技術料は公的医療保険の対象とならないため、全額自己負担」となります。ただし、「先進医療に係る技術料」以外は公的医療保険が適用されます。
※公的医療保険においては定率の自己負担の他、高額療養費制度により所得に応じた自己負担の制限が設けられています。

DATA 何日くらいの入院に備えておけばいいの?

8割以上が1ヵ月以内の入院となっています。

直近の入院時の入院日数

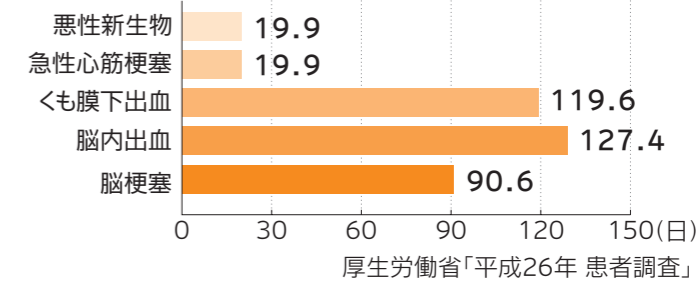
(集計ベース:過去5年間に入院した人)



(公財)生命保険文化センター
「平成28年度 生活保障に関する調査(速報版)」

三大疾病は長期にわたる治療を要する場合があります。入退院を繰り返したり、1回の入院期間が3ヵ月を超えるケースもあります。

退院患者平均在院日数(傷病別)



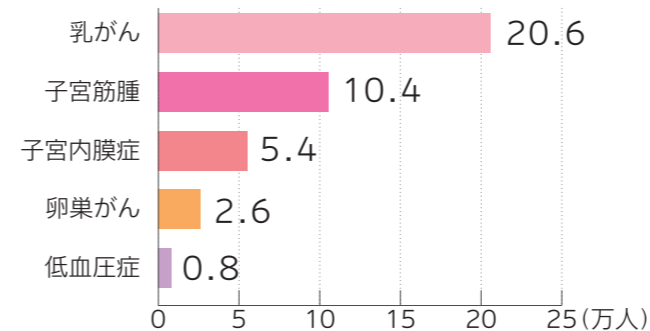
●「平均在院日数」とは、1回の入院における平均日数であり、疾患別の完治までの平均入院日数ではありません。

DATA 女性にとっての心配ごとって?

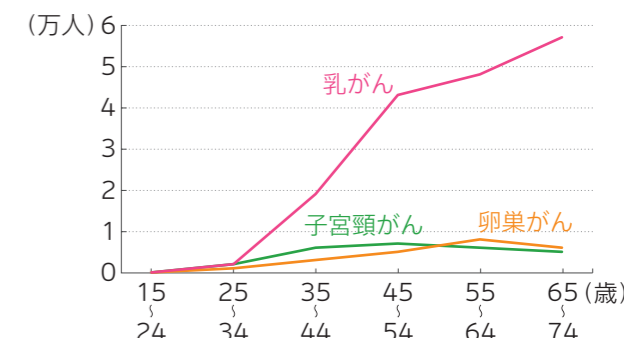
乳がんの患者数は20万人以上と患者数の多さが際立っています。

乳がんの患者数は30代から一気に増加します。

傷病別総患者数(女性)



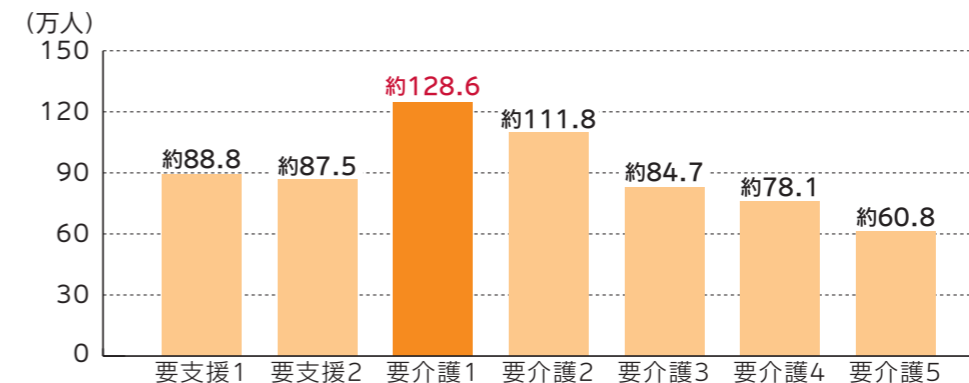
年齢階級別総患者数(女性・がん)



●総患者数とは、調査日現在(各年10月中の1日)において、継続的に医療を受けている者(調査日には医療施設で受療していない者を含む。)の数を推計したものです。

DATA 要介護(要支援)度別認定者数は?

要介護認定者数は、要介護1がもっとも多く、120万人を超えています。要介護1~5の認定者数(約464.2万人)に占める要介護1の割合は約27%となっています。



厚生労働省「介護保険事業状況報告(暫定)」(2017年9月末現在)

シンプルな基本保障に、11の充実 オプションで安心をパワーアップ!

保障内容

保険期間:終身

- 契約年齢範囲...0歳~満75歳
- 1入院の支払限度日数...40日・60日・120日
- 保険料払込方法...月払・半年払・年払
- 入院給付金日額...3,000円~20,000円(1,000円単位)
- 保険料払込期間...終身払
- 短期払(5年払済・10年払済、55歳~80歳払済/5歳刻み)
※契約年齢等により取扱範囲が異なります。

基本保障(主契約)



選べるオプション(特則・特約)

契約概要

3

入院 (疾病入院給付金) (災害入院給付金)	病気やケガで入院したとき 【支払限度日数】 1入院 40日・60日・120日限度*1 通算 病気で通算1000日限度 ケガで通算1000日限度 (三大疾病による入院は通算無制限)	日帰り入院 にも対応
手術 (手術給付金)	病気やケガによる所定の手術・放射線治療、 造血幹細胞移植を目的とした骨髄幹細胞または 末梢血幹細胞の採取術*2を受けたとき	
医療用新先進医療特約 (先進医療給付金)	先進医療*3による療養を受けたとき	
医療用通院特約*4 (疾病通院給付金)(災害通院給付金)	主契約の入院給付金が支払われる 入院の退院日の翌日からその日を含めて180日以内に通院したとき	1入院につき30日限度 病気で通算1000日限度 ケガで通算1000日限度 (三大疾病は通算無制限)
医療用入院一時金特約 (入院一時金)	病気やケガで入院したとき	
医療用特定疾病 診断保険料免除特約	三大疾病により所定の事由に該当したとき	
三大疾病 支払日数無制限特則	三大疾病で入院したとき	
医療用三大疾病入院一時金特約 (三大疾病入院一時金)*5	三大疾病で入院したとき	
医療用がん診断給付特約 (がん診断給付金)	がんと診断確定されたとき	上皮内がんも 同額保障!
医療用がん外来治療給付特約*4*6 (がん外来治療給付金)	通院や往診によるがん治療を受けたとき	通算無制限! (1年間120日限度)*7
医療用女性疾病入院特約 (女性疾病入院給付金)	女性特定疾病で入院したとき 1入院 40日・60日・120日限度*1 (主契約の1入院と同日数)	通算無制限!
介護一時金特約 (介護一時金)	所定の要介護状態または 高度障害状態になられたとき	1回限り
無事故割引特則<だんだん割>	契約日から5年ごとの期間中に割引となる条件 (所定の無事故条件)に該当したとき	

入院給付金日額 10,000円の場合	入院給付金日額 5,000円の場合
1日につき 10,000円	1日につき 5,000円
内容により1回につき 40・20・10・5万円	内容により1回につき 20・10・5・2.5万円
先進医療の技術料を通算 2,000万円まで保障	
以下の範囲で設定 1日につき 1,000円~10,000円	以下の範囲で設定 1日につき 1,000円~5,000円
以下の範囲で設定 一時金として(1入院について1回限り) 1万円~20万円	
以後の保険料のお払い込みが免除されます。	
1回の入院日数を無制限に保障します。	
以下の範囲で設定 1回につき 10万円~200万円	以下の範囲で設定 1回につき 5万円~100万円
以下の範囲で設定 1回につき 10万円~200万円	以下の範囲で設定 1回につき 5万円~100万円
1日につき 10,000円	1日につき 5,000円
以下の範囲で設定 1日につき さらに 1,000円~10,000円	以下の範囲で設定 1日につき さらに 1,000円~5,000円
以下の範囲で設定 一時金として(1回限り) 15歳~69歳まで 10万円~500万円、70歳~75歳まで 10万円~300万円	
以後の保険料が1回につき「ご加入時の保険料の10%」ずつ割引 (最高5回まで、最大50%割引)	

生涯保障

生涯保障

保障内容

契約概要

注意喚起情報

4

*1 入院給付金については、入院の直接の原因が同一の病気(医学上重要な関係があると損保ジャパン日本興亜ひまわり生命が認めた病気を含む)またはケガで2回以上入院をされたとき、1回の入院とみなす場合があります。このため、入院を繰り返される傷病等については、お支払いができる最大日数が1回の入院のお支払限度(40日・60日・120日)となる場合がありますので、ご注意ください。
 *2 責任開始日からその日を含めて1年を経過した日以後に行われた採取術が対象となり、手術給付金のお支払いは1回を限度とします。ただし、骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合は対象外です。
 *3 先進医療とは、厚生労働大臣が定める先進医療をいい、療養を受けた日現在に規定されているものに限り、対象となる先進医療は変動します。
 ・先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院、または診療所において行われるものに限り、
 ・被保険者が、すでに損保ジャパン日本興亜ひまわり生命が所定の先進医療関係の保障にご加入の場合には、付加できません。
 *4 医療用通院特約と医療用がん外来治療給付特約および医療(08)用がん外来治療給付特約は同一被保険者に重複して付加できません。

*5 2回目以降のお支払いは、前回お支払事由に該当した日から、その日を含めて2年を経過していることが必要です(お支払回数に制限はありません)。
 *6 医療用がん診断給付特約との同時付加が必要です。
 *7 所定のがん治療が必要と認められる場合には、外来治療期間を1年ごとに延長します。

●この保険で保障される三大疾病とはがん・急性心筋梗塞(虚血性心疾患のうち、「急性心筋梗塞(狭心症等を除く)」、脳卒中(脳血管疾患のうち、「くも膜下出血」「脳内出血」「脳梗塞」)です。

お仕事の内容・健康状態・保険のご加入状況等によっては、ご契約をお引き受けできない場合や保障内容を制限させていただく場合があります。

入院・手術に備えたい方に

入院・手術を手厚く保障

基本保障(主契約)

Point 入院・手術の保障が一生続きます。

- 1回の入院*の支払限度日数は40日・60日・120日から選択いただけます。
 - 手術は公的医療保険対象の約1,000種類の手術に対応し、入院給付金日額の最高40倍まで保障します。
- *1回の入院について、詳しくは下図(1回の入院のお支払限度について)をご覧ください。

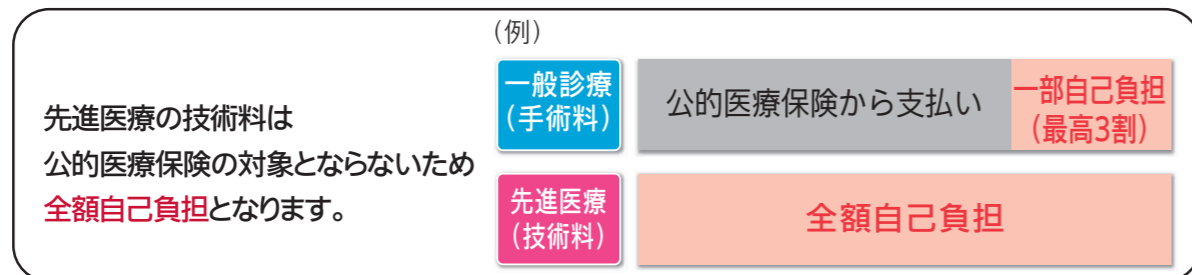
先進医療に備えたい方に

先進医療の技術料を保障

医療用
新先進医療特約

Point 「先進医療」の保障が一生続きます。

公的医療保険の対象外で全額自己負担となる「先進医療の技術料」を、一生を通じて通算2,000万円まで保障します。



※一般診療では最高3割の自己負担ですが、「先進医療に係る技術料は公的医療保険の対象とならないため、全額自己負担」となります。

ただし、「先進医療に係る技術料」以外は公的医療保険が適用されます。

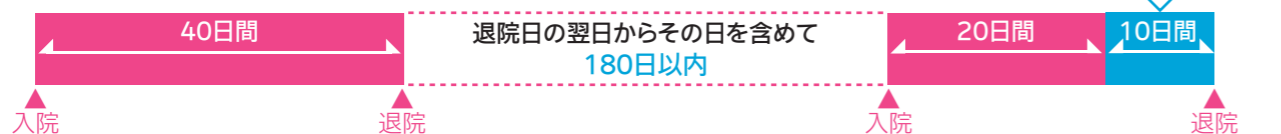
※公的医療保険においては定率の自己負担の他、高額療養費制度により所得に応じた自己負担の制限が設けられています。

1回の入院のお支払限度について

一度入院して退院しても、180日以内に原因が同一または医学上重要な関係がある入院をした場合には、1入院とみなされます。

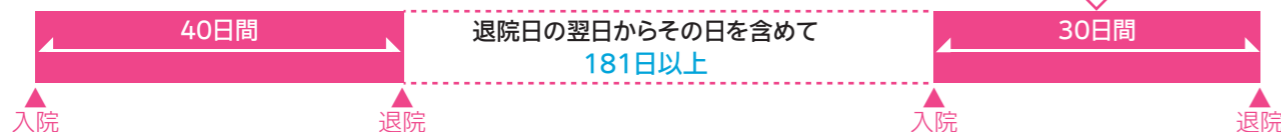
2つの入院が1入院とみなされる場合(1入院60日型の場合)

40日間入院後、退院日の翌日からその日を含めて180日以内に30日間の入院をした場合



2つの入院が1入院とみなされない場合(1入院60日型の場合)

40日間入院後、退院日の翌日からその日を含めて181日以上経過後に30日間の入院をした場合



退院後の通院に備えたい方に

退院後の通院を保障

医療用
通院特約

Point 病気やケガで入院し、退院後に通院した場合、疾病通院給付金・災害通院給付金が受け取れます。

お支払事由 疾病入院給付金または災害入院給付金が支払われる入院をし、その入院の退院日の翌日からその日を含めて180日以内に通院*1をしたとき

*1 入院の原因となった病気やケガの治療を目的とした通院に限ります。

1回の入院*2に対する通院の支払限度 **30日**

*2 2回以上入院された場合で、1回の入院とみなされるときは、お支払限度である30日まで保障します。2回以上の入院が1回の入院とみなされる場合について、詳しくは5ページをご覧ください。

通算の支払限度 病気やケガによる通院をそれぞれ通算1000日まで保障します。ただし、三大疾病で通院した場合は、通算支払限度を超えて疾病通院給付金をお支払いします。

- 医療用通院特約と医療用がん外来治療給付特約および医療(08)用がん外来治療給付特約は同一被保険者に重複して付加できません。
- 通院給付金の日額は、1,000円～10,000円(基本保障(主契約)の入院給付金日額以下)で設定いただけます。

入院時の諸費用等を一時金で備えたい方に

入院したら一時金で保障

医療用
入院一時金特約

Point 病気やケガで入院した場合、入院一時金が受け取れます。

(1回の入院*について入院一時金のお受け取りは1回限りです。)

お支払事由 疾病入院給付金または災害入院給付金が支払われる入院をしたとき

- 入院一時金は、10,000円～200,000円(基本保障(主契約)の入院給付金日額の40倍以内、1万円単位)で設定いただけます。

*1回の入院について、詳しくは5ページをご覧ください。

入院一時金のお受け取りについて

1回の入院についての入院一時金のお受け取りは1回限りです。また、つぎのいずれかに該当する場合についても、それらの入院を通じて入院一時金のお受け取りは1回限りとします。



- 入院を2回以上した場合で、1回の入院とみなされる時
- 疾病の治療を目的とした入院を開始したときに、異なる疾病を併発していた場合、またはその入院中に異なる疾病を併発した場合で、その入院開始の直接の原因となった疾病により継続して入院したものとみなされる時

三大疾病に備えたい方に

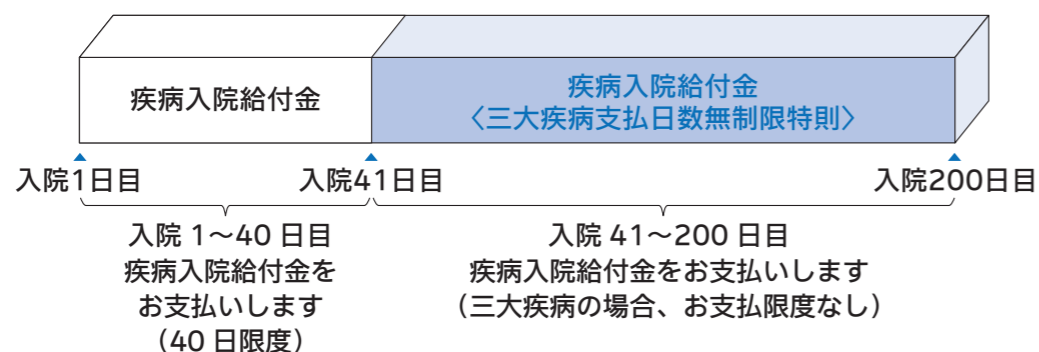
三大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)を手厚く保障

- 医療用特定疾病診断保険料免除特約
- 三大疾病支払日数無制限特約
- 医療用三大疾病入院一時金特約

Point 1 三大疾病により所定の事由に該当した場合、**以後の保険料のお払い込みが免除**されます。
(医療用特定疾病診断保険料免除特約)

Point 2 三大疾病で入院した場合、1回の**入院限度日数を無制限**に保障します。
(三大疾病支払日数無制限特約)

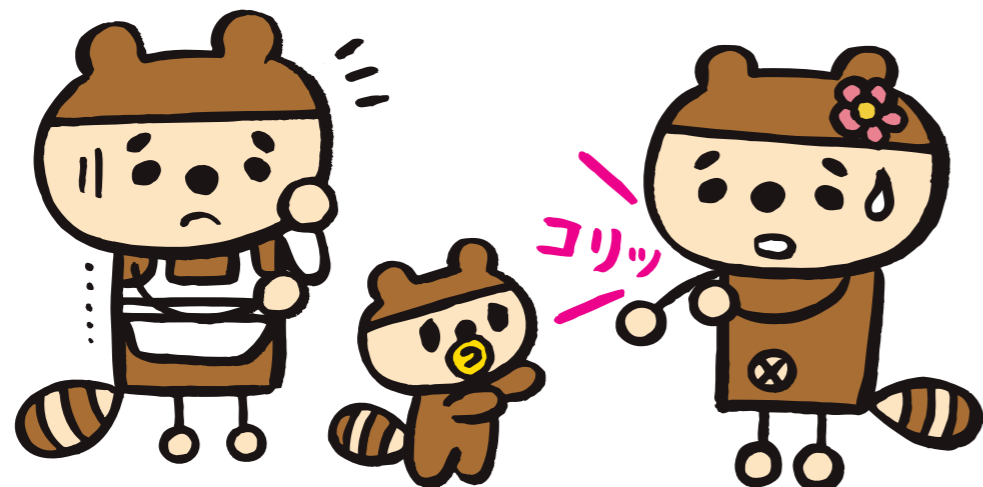
〈事例〉対象となる三大疾病により 200 日入院した場合
(入院給付金のお支払限度の型が 40 日型)



Point 3 三大疾病で入院した場合、**三大疾病入院一時金**を受け取れます。
(医療用三大疾病入院一時金特約)

- ・三大疾病入院一時金は基本保障(主契約)の入院給付金日額の10倍～200倍の範囲(10倍単位)で設定いただけます(ただし、「がん診断給付金」とあわせて200倍が限度となります)。
- ・上記特約・特約は、保険料払込免除事由・お支払事由において異なる点がありますので、ご注意ください。

心配
だわ...



がんに手厚く備えたい方に

上皮内がんも
同額保障!

がんを手厚くする追加保障

医療用
がん診断給付特約

医療用がん外来治療
給付特約*

*医療用がん診断給付特約との同時付加が必要です。

Point 1 がんと診断確定^{*1}された場合、**がん診断給付金**を受け取れます。
再発^{*2}や転移など**2回目以降の診断確定でも同額**を受け取れます。
(医療用がん診断給付特約)

Point 2 がん治療のために外来治療(通院・往診)を受けた場合、
基本保障(主契約)の**入院給付金日額と同額のがん外来治療給付金**を受け取れます。
入院をしない治療でも、所定のがん治療^{*3}が続く限り保障します。
(医療用がん外来治療給付特約)

●医療用がん外来治療給付特約と医療用通院特約は同一被保険者に重複して付加できません。

- *1 がんの診断確定は、原則、病理組織学的所見(生検)によりなされることが必要です(再発・転移を含みます)。
- *2 再発とはすでに診断確定されたがんが、治療したことにより認められない状態になった後に再発したと診断確定されることです。
- *3 「手術療法」「放射線療法」「化学療法」「^{とつづ}疼痛緩和療法」

女性が心配な病気やがんに手厚く備えたい方に

女性のための追加保障

医療用
女性疾病入院特約

Point 1 女性特定疾病で入院した場合、**疾病入院給付金に上乗せして女性疾病入院給付金**を受け取れます。

Point 2 女性特有の病気、女性にも多い病気、すべてのがんによる入院を重点的に保障します。

女性疾病入院給付金の対象となる女性特定疾病

女性特有の 病気	子宮筋腫	子宮内膜症	卵巣機能障害	子宮頸がん	
	妊娠高血圧症候群	子宮外妊娠	切迫流産	卵巣がん	など
女性にも多い 病気	鉄欠乏性貧血	バセドウ病	低血圧症	甲状腺腫	など
が ん すべての がんが対象	乳がん	胃がん	大腸がん	白血病	など

- 正常分娩での入院は保障の対象とはなりません。
- 女性疾病入院給付金の対象となる女性特定疾病については約款別表をご覧ください。

介護に備えたい方に

要介護状態への備えの追加保障

介護一時金特約

Point 次のいずれかに該当した場合、介護一時金が受け取れます。

(介護一時金のお受け取りは1回限りです。)

お支払事由	1 公的介護保険制度により要介護1以上と認定*1	一時金 介護一時金 500万円 (介護一時金額を500万円に設定した場合)
	2 満65歳未満の被保険者について損保ジャパン日本興亜ひまわり生命所定の要介護状態*2が180日以上継続したと医師により診断確定	
	3 損保ジャパン日本興亜ひまわり生命所定の高度障害状態に該当	
		年金 5年間(確定年金5年とした場合)

※介護一時金をお受け取りになる場合、損保ジャパン日本興亜ひまわり生命所定の取扱条件の範囲内で、一時金にかえて年金でのお受け取りを選択することができます。
介護一時金の一部のみを年金でお受け取りいただくことはできません。

- *1 「公的介護保険制度」とは、介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)に基づく介護保険制度をいいます。「要介護1以上」とは、要介護認定を受け、要介護1以上の状態に該当すると認定されている場合です。
- *2 「損保ジャパン日本興亜ひまわり生命所定の要介護状態」とは、約款別表に定める次の①または②のいずれかに該当した場合をいいます。
- ① 下記 A ~ E のうち、1項目以上が全部介助または一部介助の状態に該当したとき
A. 歩行 B. 衣服の着脱 C. 入浴 D. 食物の摂取 E. 排泄
- ② 器質性認知症、かつ意識障害のない状態において見当識障害があると診断確定されたとき
- (注) 損保ジャパン日本興亜ひまわり生命所定の要介護状態の判断基準は、公的介護保険制度の要介護認定基準とは異なります。
- 詳しくは約款別表「対象となる要介護状態」「対象となる高度障害状態」をご覧ください。
 - 介護一時金額は、以下の範囲で設定可能です。
15歳~69歳まで:10万円~500万円、70歳~75歳まで:10万円~300万円

指定代理請求特約について

被保険者が受取人となっている給付金等のお支払事由が生じた場合で、被保険者が給付金等をご請求できない特別な事情(被保険者が給付金等の請求を行う意思表示が困難な状態である場合や、被保険者本人が病名の告知を受けていない場合等)があると損保ジャパン日本興亜ひまわり生命が認めるときは、あらかじめ指定した指定代理請求人が代わりに請求することができます。

<「指定代理請求人」について>

指定代理請求人は次のうちから1名をあらかじめ指定してください。

- ①被保険者の戸籍上の配偶者
- ②被保険者の3親等内の親族

<「対象となる給付金等」について>

- ①被保険者と受取人が同一人である給付金等
- ②被保険者と保険契約者が同一人である保険料のお払い込みの免除

※くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

将来の保険料負担を抑えたい方に



無事故割引特則
(だんだん割)

Point 所定の無事故条件に該当すれば、5年ごとに保険料がさがります。

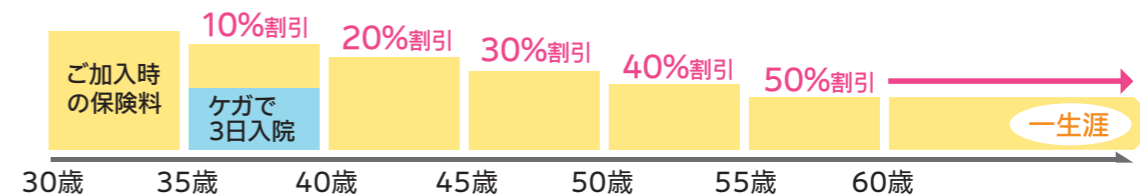
ご加入後、5年ごとの期間中に病気とケガのそれぞれで通算5日以上入院給付金のお支払いがなかった場合、以後の保険料が1回につき「ご加入時の保険料の10%」ずつ割引になります。最高5回までの割引で、保険料は最大50%割引になります。

- 50%割引が適用されるには、最短でご加入後25年超必要です。
- ご契約年齢・保険料の払込期間によっては、付加できない場合があります。また、最大割引率が50%に満たない場合があります。

保険料推移イメージ

■30歳男性 ■保険期間:終身 ■保険料払込期間:終身払

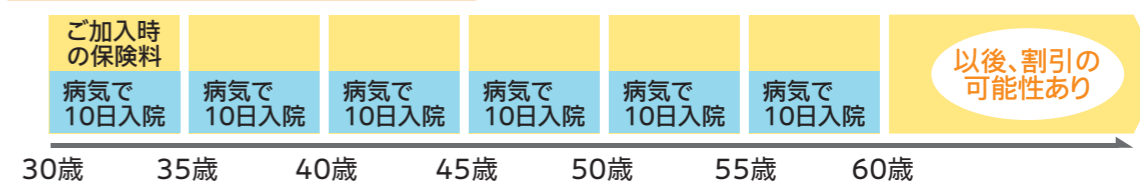
入院給付金の支払いがあった場合 ①



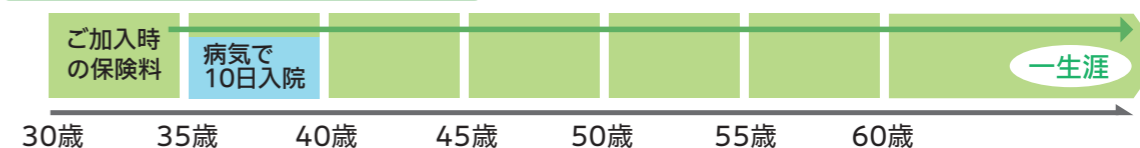
入院給付金の支払いがあった場合 ②*



入院給付金の支払いがあった場合 ③*



無事故割引特則を付加しなかった場合



- ※ 所定の計算式で計算しています。
- ※ 円未満は端数処理を行います。
- ※ くわしい計算方法は「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

*通算5日以上入院給付金のお支払いがあった場合でも、保険料はあがりません。

契約概要

「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。
「契約概要」に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表例を示しています。お支払事由や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については「ご契約のしおり・約款」に記載していますのでご確認ください。

1 引受保険会社の名称と住所等

- **名称** 損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社
- **住所** 本社 〒163-8626
東京都新宿区西新宿 6-13-1 新宿セントラルパークビル
- **連絡先** 損保ジャパン日本興亜ひまわり生命カスタマーセンター 0120-563-506
受付時間 月曜日～金曜日 9:00～18:00
土曜日 9:00～17:00
(日曜日、祝日および12/31～1/3は営業していません)
- **ホームページ** <http://www.himawari-life.co.jp>

2 商品の特徴と仕組み

- **保険商品の名称** 新・健康のお守り（医療保険（2014）B型・手術I型）
- **商品の特徴** 病気やケガによる所定の入院・手術等の保障を確保できます。
- **仕組み図**

ご契約例：終身タイプ（保険期間：終身）・死亡保険金不担保特則付加

40歳男性・B型・手術I型・60日型、保険料払込期間：終身払、入院給付金日額：10,000円

疾病入院給付金	病気による入院*	1日につき	10,000円
災害入院給付金	ケガによる入院*	1日につき	10,000円
手術給付金	病気やケガによる所定の手術・放射線治療、造血幹細胞移植を目的とした骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の採取術	内容により1回につき	40・20・10・5万円 (入院給付金日額の40・20・10・5倍)

*日帰り入院（入院基本料の支払の有無等を参考に判断します）を含みます。
※お客さまのご契約の入院給付金日額、保険期間、保険料払込期間、保険料払込方法、保険料等につきましては、実際にご契約いただく際の申込書、パンフレット、設計書にて必ずご確認ください。

●お仕事の内容・健康状態・保険ご加入状況等によっては、ご契約をお引き受けできない場合や保障内容を制限させていただきます場合があります。

3 保障内容

■ 給付金等のお支払いについて

お支払事由	疾病入院給付金	病気により入院*したとき
	災害入院給付金	ケガにより入院*したとき
	手術給付金	病気やケガにより所定の手術・放射線治療を受けたとき、造血幹細胞移植を目的とした骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の採取術を受けたとき
	死亡保険金	ありません
保険料払込免除対象となる事由	<ul style="list-style-type: none"> ・所定の高度障害状態に該当 ・ケガにより所定の身体障害状態に該当 	

*日帰り入院（入院基本料の支払の有無等を参考に判断します）を含みます。
※くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

■ 手術給付金のお支払額

お支払事由・手術等の内容			入院給付金日額に乗じる倍率
1. 右のいずれかの手術	(1) 公的医療保険の手術料が算定される手術*1*2 一部対象外となる手術があります*3*4	① 開頭手術（穿頭術は除く→④へ） 四肢切断術（手指・足指は除く→④へ） 脊髄腫瘍摘出術 心臓・肺・肝臓・脾臓・腎臓の移植手術*5	40倍
		② 開胸手術・開腹手術（以下は除く） ・胸腔鏡・縦隔鏡・腹腔鏡を用いた手術→③へ ・帝王切開娩出術→④へ	がんに対する手術 心臓・大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈の病変に対する手術 上記に該当しない手術
		③ 胸腔鏡・縦隔鏡・腹腔鏡を用いた手術	20倍
		④ ①～③に該当しない手術	入院中に受けた手術 10倍 外来で受けた手術 5倍
(2) 先進医療*6に該当する手術*7			10倍
2. 公的医療保険の放射線治療料が算定される放射線治療*1*8 先進医療*6に該当する放射線照射・温熱療法*7*8			10倍
3. 造血幹細胞移植を目的とした骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の採取術*9			20倍

- *1 医科診療報酬点数表に手術料・放射線治療料が算定されるものをいいます。（歯科で受けた手術等であっても、上記に該当すれば支払対象となります。）
- *2 手術料が一連の治療過程につき1回のみ算定される手術を複数回受けた場合は、60日に1回の給付限度とします。
- *3 診断・検査等治療を直接の目的としない手術は対象外です。
- *4 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的整復術・非観血的整復固定術・非観血的授動術、抜歯手術は対象外です。
- *5 臓器の移植に関する法律にそったものに限り、また、提供者側は対象外です。
- *6 厚生労働大臣が定める医療技術・施設基準に該当するものに限り、また、提供者側は対象外です。
- *7 先進医療のうち、診断・検査・注射・点滴・全身的薬剤投与・局所的薬剤投与は対象外です。
- *8 手術の開始日から60日に1回の給付を限度とします。
- *9 お支払いの対象となるのは、責任開始日（復活日）から起算して1年経過後の採取術となり、手術給付金のお支払いは1回を限度とします。骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合にはお支払いしません。

4 付加できる特則・特約

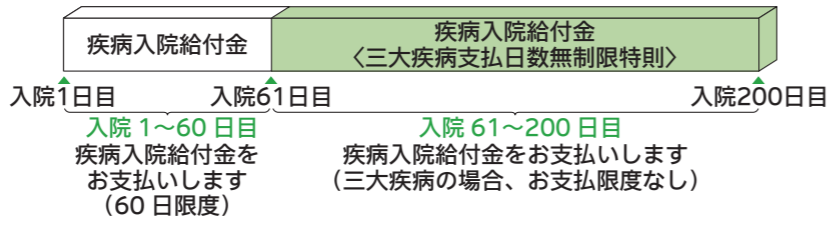
■ あらかじめ付加されている特則

● 死亡保険金不担保特則

被保険者が死亡されても死亡保険金をお支払いしません。
ただし、解約返戻金がある場合には、契約者に解約返戻金をお支払いします。
解約返戻金は次のとおりです。

保険料払込期間中	保険料払込期間満了後
解約返戻金はありません。	入院給付金日額の10倍を解約返戻金とします。 ただし、すべての保険料のお払い込みが必要です。

■ 付加を選択できる特則・特約

特則・特約名称	内容	備考
医療用 新先進医療特約	先進医療による療養を受けられたとき、先進医療にかかわる技術料相当額の先進医療給付金をお支払いします。 (お支払額を通算して2,000万円限度)	*1 *2
医療用通院特約	病気やケガで入院され、その退院日の翌日からその日を含めて180日以内に通院されたとき、疾病通院給付金または災害通院給付金をお支払いします。 (1回の入院に対する通院につき30日限度) ● 病気・ケガによる通院をそれぞれ通算1,000日まで保障します。ただし、疾病通院給付金は三大疾病による通院の場合、通算支払限度を超えてお支払いします。 ● 疾病入院給付金または災害入院給付金が支払われる場合で、その入院の原因となった病気やケガの治療を目的とした通院に限ります。	—
医療用入院一時金特約	病気やケガによる入院をされたとき、入院一時金をお支払いします。 ● 疾病入院給付金または災害入院給付金が支払われる入院に限ります。 (1回の入院についての入院一時金のお支払いは1回限度)	—
医療用 特定疾病診断保険料 免除特約	特定疾病により所定の事由に該当したとき、以後の保険料のお払い込みが免除されます。	*3
三大疾病 支払日数無制限特則	疾病入院給付金の1回の入院のお支払限度日数を超えた日以後の三大疾病による入院の場合、無制限に疾病入院給付金をお支払いします。 〈事例〉脳卒中(脳内出血)により200日入院した場合 (入院給付金のお支払限度の型が60日型) 	—
医療用 三大疾病入院一時金特約	三大疾病による入院の場合、三大疾病入院一時金をお支払いします。 (2年に1回限度)	*4

*1 被保険者が、すでに損保ジャパン日本興亜ひまわり生命で所定の先進医療関係の保障(医療用新先進医療特約、限定告知医療用先進医療特約、がん先進医療特約等)にご加入されている場合には、この特約を付加できません。また、先進医療とは、厚生労働大臣が定める医療技術・施設基準に該当するものに限りま。

*2 現在ご加入の医療(08)用先進医療特約を解約して医療用新先進医療特約にご加入いただくお取り扱い(医療(08)用先進医療特約を付加した医療保険(08)を解約して医療用新先進医療特約を付加した医療保険(2014)にご加入いただく場合も含みます)のうち、健康状態の告知等の被保険者選択を不要とする「他の同種類の特約からの加入に関する特則」をご利用いただいた場合には、太字下線部分が主契約やその他の特約と異なるお取り扱いとなりますのでご確認ください。

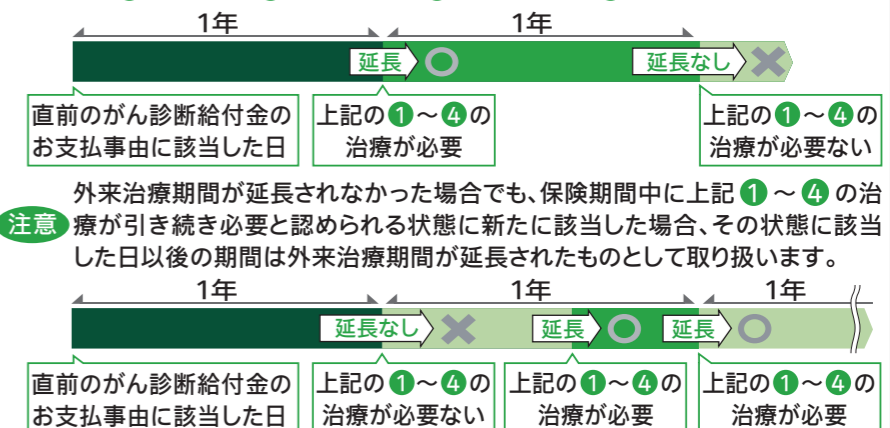
・先進医療給付金は、この特則利用前後を継続した保険期間とみなして通算し、医療用新先進医療特約のお支払限度の2,000万円までお支払いします。

ただし、医療用新先進医療特約のご加入日より前に医師の診察を受けた病気やケガを直接の原因として、ご加入日から1年以内に先進医療による療養を受けた場合、医療(08)用先進医療特約のお支払限度の1,000万円までのお支払いとなります。

*3 「乳がん」の保障は、「特約の責任開始日から起算して90日経過後」に開始されます。

*4 「がん」の保障は、「特約の責任開始日から起算して90日経過後」に開始されます。「がん」の保障の開始前に「がん」と医師により診断確定されていた場合、特約は無効となります。

*5 「がん」の保障は、「特約の保険期間の始期の属する日から起算して90日経過後」に開始されます。「がん」の保障の開始前に「がん」と医師により診断確定されていた場合、特約は無効となります。

特則・特約名称	内容	備考
医療用 がん診断給付特約	次の場合、がん診断給付金をお支払いします。 1回目 被保険者の生存中に、初めてがんと医師により診断確定 2回目以降 被保険者の生存中に、直前のお支払事由が該当から2年経過後、新たにがんと医師により診断確定(再発・転移を含む) (2年に1回限度)	*5 (13ページ参照)
医療用 がん外来治療給付特約	<p>お支払事由 責任開始日以後に診断確定されたがんの治療を目的として、医師の治療処置を伴う外来治療(通院・往診)を外来治療期間中に受けたとき ● がんの治療を行ったことにより発生したがん以外の疾病および症状(合併症)に対する治療は、保障の対象外となります。 ● がんの治療を目的とした入院中に外来治療を受けた場合には、がん外来治療給付金はお受け取りいただけません。</p> <p>外来治療期間 がん外来治療給付金は、直前のがん診断給付金のお支払事由に該当した日から1年間で120日分のお支払いを限度としています。この1年間のことを外来治療期間といい、外来治療期間終了時に下記の延長要件を満たした場合に1年ごとに延長します。 ● 延長した場合も1年間で120日分のお支払いが限度となりますが、通算支払限度はありません。 ● 新たにごがん診断給付金のお支払事由に該当した場合には、お支払事由に該当した日を基準に外来治療期間が新たに設定されます。</p> <p>延長要件 以下のいずれかのがん治療が引き続き必要と認められる場合 ① 手術療法 ② 放射線療法 ③ 化学療法※1 ④ 疼痛緩和療法※2</p>  <p>注意 外来治療期間が延長されなかった場合でも、保険期間中に上記①～④の治療が引き続き必要と認められる状態に新たに該当した場合、その状態に該当した日以後の期間は外来治療期間が延長されたものとして取り扱います。</p> <p>※1 抗がん剤等薬剤を投与し、がんを破壊またはがんの発育、増殖を抑制する療法をいいます(細胞免疫療法、ワクチン療法を含みます)。 ※2 薬剤の投与または処置を行うことにより、がんによる痛みを緩和することを目的とした治療をいいます。</p>	*5 (13ページ参照)
医療用 女性疾病入院特約	女性特定疾病による入院の場合、女性疾病入院給付金をお支払いします。 (お支払限度の型は主契約と同一、通算支払限度は無制限です)	—
介護一時金特約	次のいずれかに該当したとき、介護一時金をお支払いします。 (1) 公的介護保険制度により要介護1以上と認定 (2) 満65歳未満の被保険者が所定の要介護状態に該当し、その状態が180日以上継続したと医師により診断確定 (3) 所定の高度障害状態に該当 ● 介護一時金のお支払いは1回限りです。 ● 介護一時金が支払われる場合、損保ジャパン日本興亜ひまわり生命所定の取扱条件の範囲内で、一時金にかえて年金でのお支払いを選択することができます。	—
無事故割引特則	契約日から5年ごとの期間に所定の無事故条件に該当されたとき、1回につきご加入時の保険料の10%、最高5回(50%)まで、以後の保険料を割引きます。 ● 50%の割引が適用されるには、最短でご加入後25年超必要です。ご契約年齢・保険料払込期間によっては、最大割引率が50%に満たない場合があります。 ● 加入時の保険料は、この特則を付加しない場合よりも高くなります。	—
指定代理請求特約	被保険者が受取人となっている給付金等のお支払事由が生じた場合で、被保険者が給付金等を請求できない特別な事情があるときは指定代理請求人が請求できます。	—
責任開始期に関する特約	第1回保険料(第1回保険料充当金を含みます)のお払い込みを責任開始期の要件とせず、損保ジャパン日本興亜ひまわり生命が保険契約のお申し込みを受けたときまたは被保険者に関する告知のときのいずれか遅いときから保険契約上の責任を開始します。	—

いずれの特則・特約についても、くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

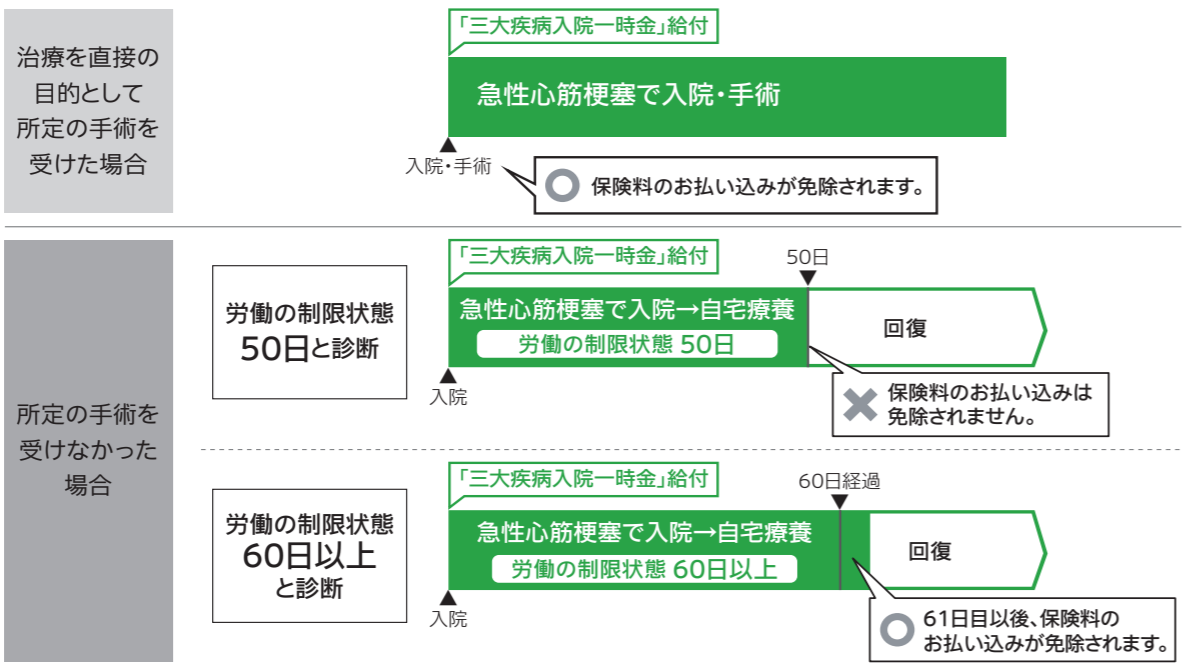
！ お支払いの対象となる「がん」「女性特定疾病」「三大疾病」「先進医療」「特定疾病」については、約款別表をご覧ください。

！ 「医療用特定疾病診断保険料免除特約」および「医療用三大疾病入院一時金特約」は、**保険料払込免除事由・お支払事由において異なる点がありますので、ご確認ください。**

	医療用特定疾病診断保険料免除特約	医療用三大疾病入院一時金特約
保障内容	がん（悪性新生物）・急性心筋梗塞・脳卒中により下記の事由に該当した場合、以後の保険料のお支払い込みを免除します。	がん・急性心筋梗塞・脳卒中により入院した場合、一時金をお支払いします。
保険料払込免除事由・お支払事由	がん	治療のために入院したとき
	対象外となるがん	責任開始日から90日以内に診断確定されたがん （この場合、ご契約者または被保険者がその事実を知っている・いないにかかわらず、本特約は無効となります）
	急性心筋梗塞	治療のために入院したとき
	被保険者が急性心筋梗塞を発病し、次のいずれかに該当したとき ①初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上労働の制限を必要とする状態が継続したと医師により診断されたとき ②急性心筋梗塞の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき	
	被保険者が脳卒中を発病し、次のいずれかに該当したとき ①初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上言語障害等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師により診断されたとき ②脳卒中の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき	治療のために入院したとき

急性心筋梗塞を発病した場合の例

急性心筋梗塞のため入院し、三大疾病入院一時金が支払われた場合でも、保険料のお支払い込みが免除されない場合があります。



！ 医療用特定疾病診断保険料免除特約の中途付加およびこの特約のみの解約はできません。

！ 次の特約は「新・健康のお守り」に付加することが可能ですが、三菱UFJ銀行ではお取り扱いしません。

- 七大生活習慣病追加給付特約
- 医療用がん入院特約
- 医療用退院給付特約

5 お取り扱いについて

契約年齢範囲	0歳～満75歳（保険料払込期間等により異なります）				
保険期間	終身				
入院給付金日額	3,000円～20,000円（お仕事の内容等により異なります）				
入院給付金のお支払限度の型とお支払限度	お支払限度の型	1回の入院		保険期間を通じて（通算）	
		疾病入院給付金	災害入院給付金	疾病入院給付金	
		40日型	40日	40日	ただし、三大疾病による入院については、通算支払限度を超えてお支払いします。
60日型	60日	60日	1,000日		
120日型	120日	120日	1,000日		
責任開始期	<ul style="list-style-type: none"> ● 口座振替でお支払いになる場合（月払、半年払、年払） <ul style="list-style-type: none"> ① 「責任開始期に関する特約」を付加した場合 お申し込みいただいたご契約のお引き受けを損保ジャパン日本興亜ひまわり生命が承諾した場合には、ご契約のお申し込みと告知がともに完了したときから保険契約上の責任を開始します。 ② 「責任開始期に関する特約」を付加していない場合 お申し込みいただいたご契約のお引き受けを損保ジャパン日本興亜ひまわり生命が承諾した場合には、告知と第1回保険料（相当額）のお支払い込みがともに完了したときから保険契約上の責任を開始します。 ● クレジットカード扱でお支払いになる場合（月払、半年払、年払） お申し込みいただいたご契約のお引き受けを損保ジャパン日本興亜ひまわり生命が承諾した場合には、クレジットカードの有効性等が確認（オーソリゼーション）できたときから保険契約上の責任を開始します（お申し込み・告知・オーソリゼーションがすべて完了した日が責任開始日となります）。 ● 以下の特約の保障の開始は、「特約の責任開始日もしくは特約の保険期間の始期の属する日から起算して90日経過後」となります。（がんに対する保障の開始） <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療用三大疾病入院一時金特約におけるがんに対する保障 ・ 医療用がん診断給付特約におけるがんに対する保障 ・ 医療用がん外来治療給付特約におけるがんに対する保障 ・ 医療用特定疾病診断保険料免除特約における乳がんに対する保障 				
契約日	月払：責任開始日の属する月の翌月1日* 半年払・年払：責任開始日と同日 *責任開始日の翌日から翌月1日までの間に被保険者の誕生日がある場合は、責任開始日を契約日とします。（口座振替扱、クレジットカード扱共通）				
選択区分	告知書扱（医師による診査は必要ありません） ※ただし、同時申込で他の選択区分による契約がある場合を除きます。				

6 保険料について

保険料払込期間	終身払、短期払（5年払済・10年払済、55歳～80歳払済／5歳刻み） ※契約年齢等により取扱範囲が異なります。
保険料払込方法（回数）	月払・半年払・年払
保険料払込方法（経路）	口座振替扱・クレジットカード扱 ※保険料の払込経路は、上記以外に「勤務先の団体や集団を通じてのお払い込み（団体扱）」があります。三菱UFJ銀行では、団体扱はお申し込み時のお取り扱いがありませんが、契約後に払込経路を変更することでお取り扱いが可能な場合があります。具体的な手続き等につきましては、損保ジャパン日本興亜ひまわり生命カスタマーセンターまでお問い合わせください。
最低保険料	1,000円（月払・半年払・年払共通） ただし、契約年齢が16歳以上で入院給付金日額が5,000円未満の場合は1,600円となります。
前納	<ul style="list-style-type: none"> ●将来お払い込みいただく予定の保険料の全部を、前もってまとめてお払い込みいただけます。また、保険料を前納することで所定の割引があります。 ●年払契約かつ短期払契約において15年以上の保険料払込期間を要します。 ●契約が途中で消滅した場合、保険料として充当されていない部分（未経過分保険料）があれば払い戻します。 ●無事故割引特則が付加された契約は取り扱いできません。

7 契約者配当金について

保険期間を通じて契約者配当金はありません。

8 解約返戻金について

- 死亡保険金不担保特則が付加されているため、保険料払込期間中の解約返戻金はありませんが、保険料払込期間満了後は入院給付金日額の10倍の解約返戻金があります（すべての保険料のお払い込みが必要です）。

※保険期間の全期間にわたって保険料をお払い込みいただくご契約の場合、保険期間を通じて解約返戻金はありません。

- 特別・特約には、解約返戻金はありません。

注意喚起情報

「注意喚起情報」は、ご契約のお申し込みの際に、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。

「注意喚起情報」のほか、ご契約の内容に関する事項は、「ご契約のしおり・約款」に記載していますのでご確認ください。

1 お申し込みの撤回（クーリング・オフ制度）について

- お申し込みの撤回または保険契約の解除（以下「お申し込みの撤回等」といいます）をすることができるクーリング・オフ制度があります。
- お申し込みの撤回等には、次の手続きが必要です。

①「申込日」*1からその日を含めて15日以内（郵便消印日付）に
②必要事項*2を記載した書面に自署したうえで、
③損保ジャパン日本興亜ひまわり生命の支社または本社あてに郵便で発信いただく

- 次の場合にはお申し込みの撤回等を行うことができません。
 - ・損保ジャパン日本興亜ひまわり生命が指定した医師の診査を受診された場合
 - ・債務履行の担保のための保険契約（質権設定契約）の場合
 - ・ご契約の内容変更（特約の中途付加等）の場合
 - ・ご契約者が事業のために事業契約としてお申し込みをされた場合
- 次の場合にはお申し込みの撤回等の効力は生じません。
 - ・お申し込みの撤回等の書面の発信時に、給付金等（保険料のお払い込みの免除を含みます。以下同じ）のお支払事由が生じている場合（書面の発信時に、お支払事由が生じていることを知っている場合を除きます）

*1 「責任開始期に関する特約」を付加していない場合は、次のとおりです。
・クレジットカード扱：「申込日、または、カードの有効性等が確認できた日のいずれか遅い日」
・それ以外：「申込日、または、第1回保険料(相当額)の領収日(着金日)のいずれか遅い日」
*2 クーリング・オフレターの書式例

保険契約申し込みの撤回
1. 申込年月日
2. 申込者氏名
3. 申込者住所
4. 以下のいずれかひとつ
申込番号： _____
証券番号： _____

2 健康状態等の告知について

告知について*1

- ①ご契約者や被保険者には、健康状態等について告知していただく義務があります。ご契約にあたっては、所定の告知書等で損保ジャパン日本興亜ひまわり生命がおたずねする傷病歴、健康状態、職業等について、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ（告知）ください。*2
- ②生命保険募集人（社員・募集代理店を含み、以下「募集人」といいます）に口頭でお話しされても、告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。*3
- ③損保ジャパン日本興亜ひまわり生命の確認担当職員または損保ジャパン日本興亜ひまわり生命で委託した確認担当者が、ご契約のお申込後、お申込内容について確認させていただく場合があります。

- *1 多数の人が保険料を出し合って相互に保障し合う保険制度に、健康状態のよくない方等が無条件で加入されると、公平性が保たれません。
- *2 ご契約内容によって、損保ジャパン日本興亜ひまわり生命が指定した医師が口頭で告知を求める場合があります。
- *3 告知受領権は損保ジャパン日本興亜ひまわり生命および損保ジャパン日本興亜ひまわり生命が指定した医師が有しています。

正しく告知されない場合のデメリット

- ①故意または重大な過失によって事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日・復活日から2年以内であれば、告知義務違反としてご契約を解除することがあります。また、2年経過後も、給付金等のお支払事由が2年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。*
- ②ご契約を解除したときには、たとえ給付金等のお支払事由が発生していても、多くの場合、これをお支払いすることはできません。
- ③上記以外にも、告知義務違反の内容が特に重大な場合等、詐欺による取り消しを理由として、給付金等をお支払いできないことがあります。この場合、責任開始日・復活日からの年数は問いません。また、すでにお払い込みいただいた保険料はお返しいたしません。

* 募集人が告知を妨げたり、事実と違うことを告げるようにすすめたときには解除しません。ただし、こうした妨げやすめがなかったとしても正しく告知しただけなかったと認められる場合、解除することがあります。

傷病歴がある方でも引き受け可能なケースがあること

傷病歴がある場合でも、その内容やご加入される保険種類によって、特別な条件をつけてお引き受けすることがあります。

現在のご契約の解約・減額を前提とした新たにご契約について

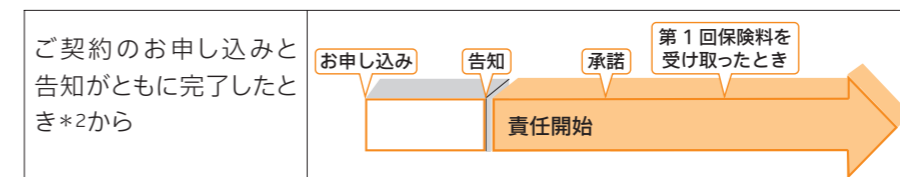
一般の契約と同様に告知義務があります。したがって、告知が必要な傷病歴等があるときは、新たにご契約のお引き受けができなかったり、その告知をされなかったために解除・取り消しとなることもあります。

告知される際の注意点は告知書（告知サポート資料）等に記載しております。ご確認のうえ告知してください。

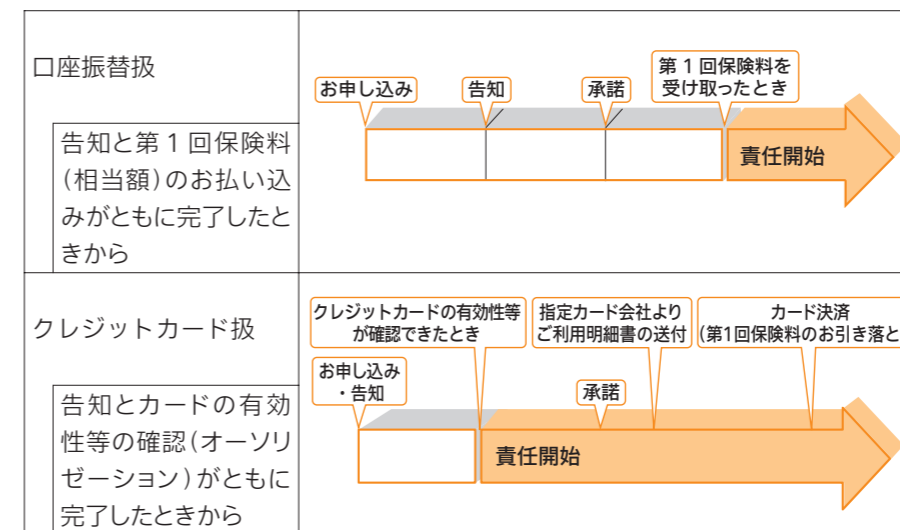
3 保障の開始時期（責任開始期）について

●お申し込みいただいたご契約のお引き受けを損保ジャパン日本興亜ひまわり生命が承諾*1した場合、下表のとおり、損保ジャパン日本興亜ひまわり生命はご契約上の責任を負います。

①「責任開始期に関する特約」を付加した場合



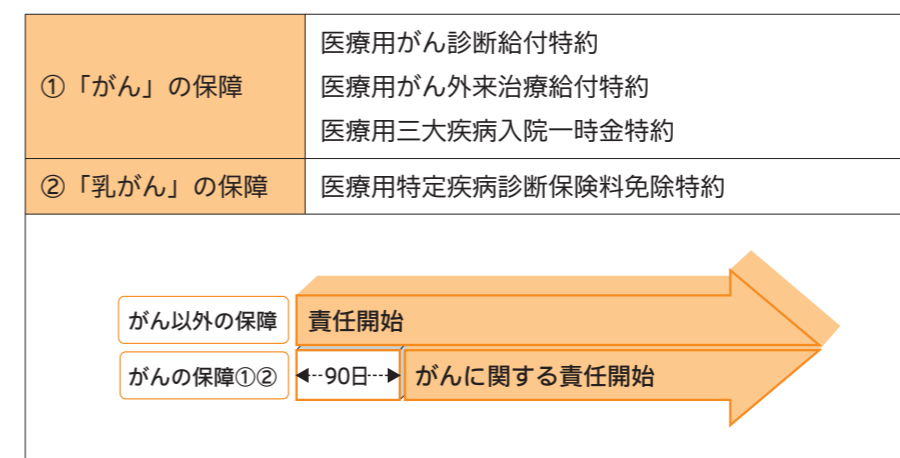
②「責任開始期に関する特約」を付加していない場合



ご注意
 損保ジャパン日本興亜ひまわり生命が承諾するまでの間に再度オーソリゼーションが行われ、当初のオーソリゼーションが取り消された場合、保障の開始時期は変更されます。

*1 募集人は、お客さまと損保ジャパン日本興亜ひまわり生命の契約締結の媒介を行う者で、契約締結の代理権はありません。
 保険契約は、お客さまからのお申し込みを損保ジャパン日本興亜ひまわり生命が承諾したときに有効に成立します。
 *2 ご契約のお申し込みが完了したときは、損保ジャパン日本興亜ひまわり生命または損保ジャパン日本興亜ひまわり生命の募集人が申込書を受領したときをいいます。

●次の特約の「がん」「乳がん」の保障は、「特約の責任開始日*3もしくは特約の保険期間の始期の属する日*4から起算して90日経過後」に開始されますので、特にご注意ください。



また、①の特約については、「がん」の保障の開始前に「がん」と医師により診断確定されていた場合、特約は無効となります。

*3 医療用三大疾病入院一時金特約、医療用特定疾病診断保険料免除特約の場合は特約の責任開始日となります。
 *4 医療用がん診断給付特約、医療用がん外来治療給付特約の場合は特約の保険期間の始期の属する日となります。

4 給付金等をお支払いできない場合

● 次のような場合には、給付金等をお支払いできないことがあります。

- ① 責任開始期前の疾病や不慮の事故を原因とする場合
- ② 給付金等の免責事由*1に該当した場合
- ③ 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約が解除された場合
- ④ 次のような重大事由によりご契約が解除された場合
 - ・ 給付金等を詐取する目的で事故を起こしたとき
 - ・ ご契約者・被保険者・受取人が反社会的勢力に該当する、または、反社会的勢力へ資金を提供する等、社会的に非難されるべき関係があると認められるとき
反社会的勢力とは、暴力団・暴力団員（脱退後5年を経過しない者を含む）・暴力団関係企業その他をいいます。
 - ・ その他ご契約の存続を困難とする重大な事由があったとき
- ⑤ 詐欺の行為によりご契約が取り消された場合や給付金等の不法取得目的があつてご契約が無効になった場合
この場合、すでにお支払いいただいた保険料はお返しいたしません。
- ⑥ 保険料のお支払いが行われずご契約が失効した場合
- ⑦ 「責任開始期に関する特約」を付加したご契約で、第1回保険料が猶予期間満了日*2までに払い込まれないことにより、ご契約が無効になった場合

*1 主な免責事由には以下のものがあります。

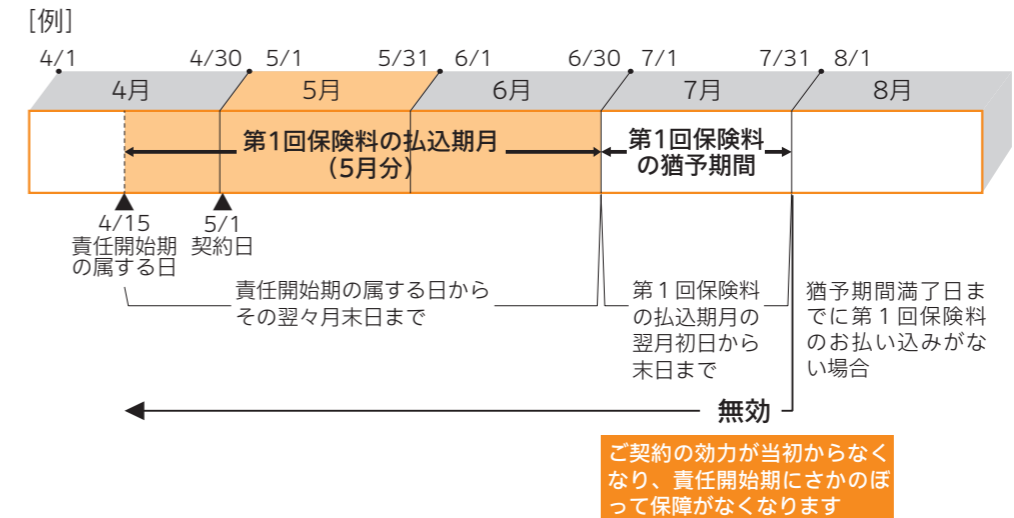
- ア．責任開始日から3年以内の被保険者の自殺
- イ．契約者・被保険者・受取人の故意、重大な過失
- ウ．被保険者の犯罪行為、精神障害・泥酔による事故、無免許・酒気帯び運転による事故、薬物依存

*2 しくは「保険料のお支払い、ご契約の失効・復活について」をご覧ください。

5 保険料のお支払い込み、ご契約の失効・復活について

● 保険料は所定の払込期月内にお支払いください。お支払いには一定の猶予期間がありますが、その猶予期間内にお支払いがないと、ご契約は無効あるいは失効となります。

「責任開始期に関する特約」を付加した場合の第1回保険料のお支払い*1



● 第1回保険料のお支払いがなくご契約が無効となった場合、新たなご契約のお申し込みに際し、「責任開始期に関する特約」を付加できないことがあります。*2

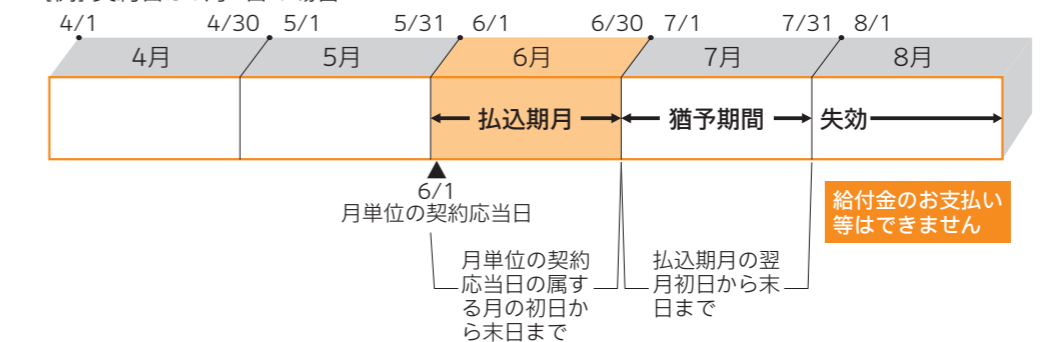
*1 「責任開始期に関する特約」を付加した場合に限ったお取り扱いです。

*2 第1回保険料のお支払いがなくご契約を解約された場合も同様です。

第2回以後の保険料のお支払い

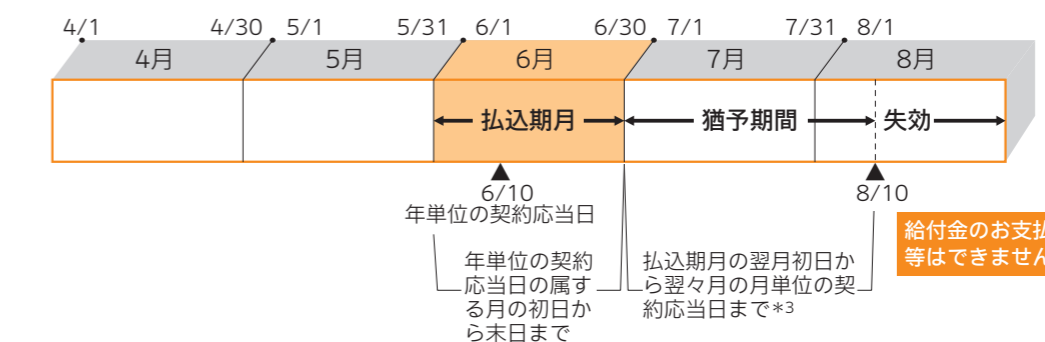
● 月払：毎月1回お支払いいただく方法です。

[例] 契約日が5月1日の場合



● 年払または半年払：年1回（半年払は年2回）の損保ジャパン日本興亜ひまわり生命所定の期間内にお支払いいただく方法です。

[例] 契約日が6月10日の場合(年払契約)



*3 契約応当日が、2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日までです。

● 失効後1年以内であれば、ご契約の復活を申し込むことができます。

この場合、告知または診査と、お支払いを中止されてから復活するまでの未払込保険料（延滞保険料）のお支払いが必要となります。

ただし、健康状態等によっては、復活できない場合があります。

6 解約と解約返戻金について

- ご契約者はいつでも保険契約の解約を請求することができます。
- 解約返戻金*1は多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。解約返戻金は、ご契約年齢・性別・経過年月数等によっても異なります。特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- 次の主契約・特則・特約については解約返戻金がありません。

- | | |
|----------------------------------------|----------------|
| ・死亡保険金不担保特則を付加した医療保険(2014)(保険料払込期間中*2) | |
| ・三大疾病支払日数無制限特則 | ・医療用入院一時金特約 |
| ・医療用通院特約 | ・医療用女性疾病入院特約 |
| ・医療用三大疾病入院一時金特約 | ・医療用新先進医療特約 |
| ・医療用がん診断給付特約 | ・医療用がん外来治療給付特約 |
| ・医療用特定疾病診断保険料免除特約 | ・介護一時金特約 |

*1 解約返戻金は、解約されたときのほか、減額時にも支払われることがあります。
*2 保険料払込期間満了後は入院給付金日額の10倍の解約返戻金があります。

7 現在のご契約の解約等を前提とするお申し込みについて

- 現在のご契約を解約または減額し、新たなご契約へのお申し込みをご検討されている方は、特に次の点にご注意ください。
 - ①解約・減額の際に払戻しできる金額は、多くの場合、払込保険料の合計額（減額の場合は、減額部分に対応する保険料）よりも少なくなります。*1
また、一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失う場合があります。
 - ②新たなご契約は、被保険者の健康状態等によっては、ご契約をお断りする場合があります。
 - ③新たなご契約の保険料は、現在の被保険者の年齢で計算されます。
また、保険料計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が、現在のご契約と新たなご契約で異なることがあります。たとえば、予定利率が引き下げられることによって、主契約等の保険料が引き上げられる場合があります。
 - ④新たなご契約は、告知義務違反による解除、責任開始日から3年以内の自殺、責任開始期前の発病等、給付金等をお支払いできない場合があります。
 - ⑤新たなご契約の保障内容は、現在のご契約の保障内容と異なる場合があります。
(例)手術給付金の対象となる手術の種類や給付倍率の相違
- がんに関わる保障を解約または減額して新たにがんに関わる特約の付加をご検討されている方は、あわせて次の点にもご注意ください。
 - ・「がん」「乳がん」の保障は、「特約の責任開始日もしくは特約の保険期間の始期の属する日から起算して90日経過後」に開始される特約があります。*2

*1 「解約と解約返戻金について」をご覧ください。
*2 「保障の開始時期（責任開始期）について」をご覧ください。

※「健康状態等の告知について」をあわせてご覧ください。

8 給付金額等が削減される場合について

- 保険会社の業務または財産の状況の変化、保険会社の経営破綻により、ご契約時にお約束した給付金額等が削減されることがあります。

9 生命保険契約者保護機構について

- 損保ジャパン日本興亜ひまわり生命は、生命保険契約者保護機構に加入しており、経営破綻に陥った場合、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の保険金額、給付金額等が削減されることがあります。

生命保険契約者保護機構
TEL 03-3286-2820
月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）9:00～12:00、13:00～17:00
ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

※今後変更となる場合がありますのでご注意ください。

10 生命保険協会の生命保険相談所について

- 本商品に係る指定紛争解決（ADR）機関は生命保険協会*です。
生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
なお、生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

*詳細については生命保険協会ホームページ【<http://www.seiho.or.jp/>】をご覧ください。

11 給付金等のお支払事由が生じた場合について

- お客さまからのご請求に応じて、給付金等をお支払いしますので、お支払事由が生じた場合だけでなく、お支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等は、すみやかに損保ジャパン日本興亜ひまわり生命カスタマーセンターにご連絡ください。

損保ジャパン日本興亜ひまわり生命カスタマーセンター
TEL 0120-563-506
月曜日～金曜日 9:00～18:00、土曜日 9:00～17:00
日曜日・祝日・12/31～1/3は営業していません。

- 損保ジャパン日本興亜ひまわり生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なお案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所等を変更された場合には、必ずご連絡ください。
- ご加入のご契約内容によっては、複数の給付金等のお支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合等にはご連絡ください。
- 指定代理請求特約を付加したご契約では、被保険者が受取人となっている給付金等のお支払事由が生じ、被保険者が給付金等をご請求できない特別な事情があるときは、あらかじめ指定した指定代理請求人が代わりに請求することができます。*
指定代理請求人に対し、指定代理請求ができる旨等をお伝えください。

*ご請求手続きを円滑に行うことができますので、指定代理請求特約の付加をお願いいたします。

12 生命保険と税金について

■ 給付金等の税法上のお取り扱い 給付金等の非課税扱

対象となる給付金等	条件	非課税扱の範囲
入院給付金 手術給付金 入院一時金 通院給付金 三大疾病入院一時金 先進医療給付金 がん診断給付金 がん外来治療給付金 介護一時金	受取人が主契約の被保険者、その配偶者もしくはその直系血族、または生計を一にするその他の親族	全額

■ 介護医療保険料控除

お払い込みになった保険料は、税法上『介護医療保険料控除』の対象になります。*
対象となる保険料は1月から12月までにお払い込みいただいた保険料の合計額です。
保険料控除の適用を受けるには申告が必要です。損保ジャパン日本興亜ひまわり生命より「生命保険料控除証明書」を発行しますので、年末調整あるいは確定申告のときまで大切に保管してください。

*この制度は、受取人がご契約者本人あるいは配偶者またはその他の親族の場合に適用されます。

！ 税務の取り扱い等については、2017年11月現在の税制に基づき記載しております。今後の税制改正により変更となる場合がありますのでご注意ください。個別の税務取り扱い等については、所轄の税務署または税理士等にご確認ください。

